

1 小規模工事契約希望者登録制度について

この登録制度は、入札参加資格者名簿に登録されていない方でも、市が発注する小規模な工事や修繕等（予定価格70万円未満のもの）について受注を希望する方を登録し、受注機会の拡大を図るものです。

※ 登録することにより小規模工事等における業者選定の対象となりますが、登録をもって指名や契約を約束するものではありません。

(1) 登録できる方

小規模工事登録制度に基づき登録できる者は、建設業を営む者のうち次の要件を満たす者とし、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は、原則問いません。

- ①市内に主たる事業所（本社・本店）を置く法人及び個人
- ②希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有する者
- ③国税及び地方税について未納がない者
- ④次のアからキまでのいずれにも該当しない者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

区 分	申請書の提出期間	資格の有効期間
定期申請	令和 5年12月 1日から 令和 6年 1月31日まで	令和 6年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで
随時申請	令和 6年 4月 1日から 令和 7年 9月30日まで	登録資格が認められた日(注) から 令和 8年 3月31日まで

(注) 登録資格が認められた日とは、原則として、受付期間中の毎月15日までに受け付けた申請については翌月の1日とし、16日以降に受け付けた申請については翌々月の1日とします。

※随時申請は、令和6年2月1日から令和6年3月31日までの間は受け付けません。

※建設工事の入札参加資格者名簿に登録され、主たる営業所が市内にある者は、登録されたものとみなします。

(2) 契約者の決定方法について

原則として、複数の業者との見積合わせにより、最低価格の方と契約することになります。

2 小規模工事契約希望者登録申請書の記載方法

(1) 「住所又は所在地」

- ・事業所の郵便番号・所在地を記入してください。
- ・個人事業主が自宅で事業を行っている場合は、自宅を住所として記入してください。

(2) 「商号又は名称」

- ・法人の場合は、商業登記簿に記載された称号を記入し、個人等の場合は、通常使用している名称（商店名等）がある場合は、それを記入してください。

(3) 「代表者職・氏名」

- ・「職名」も記入してください。
- ・法人の場合は、商業登記簿に記載された「代表取締役」などの職名と氏名を記入してください。
- ・個人事業主で職名の定めがない場合は、氏名のみを記入してください。

(4) 希望業種

- ・希望する業種に○印をつけてください。資格等がある場合は、記入してください。
- ・その希望業種を履行するにあたって、法令の定めにより登録、許可又は免許等を必要とする場合は、それらを受けていなければ申請できません。

(5) 工事实績表

- ・希望する業種の実績について、記入してください。

※資格・免許等の写し、市税の納税証明書（原本）、暴力団の排除に関する誓約書を添付してください。

3 登録業種の内容

番号	業 種	工 事 の 内 容
1	土木	土木工事
2	建築	非木造建築の修繕
3	大工	大工工事・造作工事・型枠工事
4	左官・タイル・ れんが・ブロック	左官工事・モルタル工事
5	石	石積み（張り）工事・コンクリート（張り）工事
6	屋根	屋根ふき工事（瓦・スレート・金属薄板等）
7	電気	引込線工事・電気設備工事・照明設備工事等
8	管	冷暖房設備工事・空気調和設備工事・給排水・給湯設備工事・厨房設備工事・衛生整備工事・浄化槽工事・水洗便所設備工事・ガス管配管工事・ダクト工事・管内更正工事
9	鋼構造物・板金	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立工事等 板金加工取付工事、建築板金工事
10	ガラス	ガラス加工取付工事
11	塗装・防水	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付ける工事 アスファルト、モルタル、シーリング材等による防水を行う工事
12	内装	インテリア工事・壁張り工事・内装間仕切り工事等
13	木製建具	木製建具取付工事、ふすま工事
14	その他の建具	金属製建具取付工事・サッシ取付工事、シャッター取付工事など